

令和2年度

いじめ防止基本方針



名古屋市立大森北小学校

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

また、名古屋市全校、次のような児童生徒の育成を目指している。

「いじめは絶対にしません」

「いじめを見て、見ぬふりはしません」

「いじめにあったら、相談します」

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「なかまと学び 夢を創る」の実現を目指し、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- ☆ 児童が安心して学校生活を送ることができる居場所をつくるようにする。
- ☆ 様々な活動に取り組むことを通して、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりすることができるようにする。
- ☆ 児童が「いじめは心理的又は物理的な影響を与える行為であり、心身の苦痛を感じているものであること」、「いじめを行わない」、「いじめを認識しながら放置することをしない」を、十分に理解できるようにする。
- ☆ いじめの相談や通報に対しては真摯に受け止める。いじめを受けた児童の生命と心身の保護が特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 2 校内体制

いじめが生じた際は、特定の教員が抱え込むことなく、多様な専門性をもった職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策検討委員会」を中心として、教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。

「いじめ等対策検討委員会」の構成員

校長・教頭・教務主任・学年主任・生活指導主任・教育相談担当・養護教諭・当該児童の担任・部活動顧問・子ども応援委員会コーディネーター・スクールカウンセラー

## 3 教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、人権意識を高める。
- 教職員の言動が児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 児童とのふれあいを多くもつようにしたり、児童の話に耳を傾け、何でも相談できるようにしたりするなど、信頼関係を築くようにする。
- 「いじめかな？」と思ったら、ささいな兆候でも気に掛け、的確な関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく積極的に認知する。
- 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止める、当該児童を保護するなどの指導を最優先させる。

#### 4 未然防止の取組

- 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己肯定感・自己有用感が高まるよう努める。
- 児童の心が通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業・集団づくりを行う。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認められるようにする。多様性の中で相互に補っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 上記の内容について、学校及び児童の実態をふまえ、子ども応援委員会と連携して実践を進める。

##### (1) 道徳教育・人権教育

道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にすることを育む。さらに、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

道徳の授業力向上、人権教育に関する研修会

##### (2) 授業づくり

児童の自己肯定感を高めるために、「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向け、教師一人一人の授業力向上に努める。努力点の授業実践をはじめ授業公開等により、互いに見合い、学び合う機会を位置付けるように努める。教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からも授業を参考にし合うようにする。

努力点の推進、教職経験者による授業検討会、現職教育での学習会

##### (3) 集団づくり

- ・ 交流体験の機会を計画的に配置し、他の児童や大人との関わり合いを通して、児童が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付く・学ぶ機会を設定する。
- ・ 「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」などの場や機会の設定に努める。その際、多様性を認め合ったり、児童の創意工夫を生かしたりするようにする。
- ・ 児童会の取組において、「なごやINGキャンペーン」等の機会を生かし、児童自身がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて行動できるように働き掛ける。

##### <学校全体での取組・活動>

「ふれあい集会、レクリエーション活動、ペア学年での全校清掃活動」

「分団会・分団登下校」

「地域の高齢者の方とのふれあい給食」

「学習サポーターによる朝の読み聞かせ、おはなし会」

##### <児童会の取組・活動>

「なごやINGキャンペーン」で、スローガンを掲げての呼び掛け

「毎朝の登校時、朝会、集会ごとのあいさつ運動」

「ふれあい集会」での友達の輪作り

<各学年での中心となる取組・活動>

- 1年生：学校探検での教職員や2年生との交流、昔の遊び体験での地域の方との交流
- 2年生：学区探検での地域の方との交流
- 3年生：地域に伝わる郷土芸能での地域の方との交流
- 4年生：二分の一成人式
- 5年生：中津川野外学習、外部講師の方との八竜湿地についての学習
- 6年生：修学旅行、福祉体験活動、世界の国々のよさを知る学習
- あおば学級については、該当学年に準ずる。

## 5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活のすべての場において、児童の様子をきめ細かく見守り、日常の児童の様子を把握するとともに、児童の悩みや不安を把握・解消するために、質問紙によるアンケート調査や教育相談等における面談、日記、一日の振り返り活動などを行う。また、子ども応援委員会と情報交換を行うことで早期発見に努める。

### (1) 日常的な観察

日頃から児童とのふれあいを多くして、児童の交友関係、行動、思考の特徴をつかみ、いじめの兆候、児童が示すサインを見逃さないようにする。

### (2) アンケート

「学校生活アンケート」を実施し、児童個々への対応、学級集団づくりに活用する。「定期的なアンケート」を実施し、悩みやいじめなどを把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげていく。重大事態が生じたとき、事実関係を把握する必要があるときは、「緊急的なアンケート」調査を行う。

### (3) 教育相談

全児童対象に、教育相談を実施し、困っていることや悩みなどを解決することができるよう支援する。また、いじめの未然防止の取組の評価・改善につなげていく。

(2)でのアンケート調査の結果等を基に、すべての児童を対象として、1学期に教育相談週間、2学期に教育相談日を設ける。

児童が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

### (4) 保護者・地域との連携

保護者に対しては、日頃から学校の様子について「学校・学年だより」、「ホームページ」などで伝わるようにしたり、個人的なことについては保護者に連絡を密にとるようにしたりする。また、本校の「ぷらっと学校 いつでもどうぞ」をアピールし、保護者の来校を呼び掛けていく。

一方、児童について気になることがあれば、速やかに学校に連絡をしていただいたり、いつでも相談できる体制を整えるようにしたりする。

### (5) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

年度当初に、全児童に配付し、各相談機関について周知する。ランドセルに入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

※ 重大事態が生じたときは、「緊急アンケート」を実施する。

6 いじめに対する措置（重大事態・警察との連携を含む）

- いじめの相談や通報に対しては真摯に傾聴し、軽視しない、後回しにしない、隠さない姿勢で臨む。
- 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たるようにする。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などに つながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた児童に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
  - ・ 些細な兆候であっても、いじめの疑いがあるときには早い段階からの的確に関わりをもつようにする。
  - ・ いじめを発見したり通報を受けたりしたときは、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ等対策検討委員会」に報告し、情報を共有する。
  - ・ いじめを知らせてきた児童やいじめられた児童の安全を確保する。
  - ・ 「いじめ等対策検討委員会」を中心として、関係の児童から複数の教職員で事情を聞き取り、いじめの事実の有無の確認を行う。
  - ・ 以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連携を図りながら対応に当たる。状況によっては、所轄警察署、法務局、児童相談所など関係機関との連携を図るようにする。

**重大事態**

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
  - ・ 児童が自殺を企画した場合
  - ・ 身体に重大な障害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
  - ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。
- ※ また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたと申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ・ 複数の教職員で見守るなど、徹底して守り通すことや秘密を守ることを約束し、安心して学校生活を継続できるようにする。
- ・ 欠席をせざるを得ない状況が続く場合は、学習の支援などをし、児童やその保護者の心情に寄り添いながら支援していく。
- ・ 保護者には、必要があれば、電話連絡だけでなく家庭訪問などにより、事実関係を伝え、誠実に対応する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、その都度必要な支援を行っていく。
- ・ 状況に応じて、子ども応援委員会やスクールカウンセラー、外部専門家の協力を得る。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うことが大切である。

(3) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して今後の対応を適切に行うことができるよう、保護者の協力を得るようにし、継続的な助言をしていく。
- ・ いじめた児童が抱える問題や、いじめの背景にも目を向け、いじめた児童の健全な人格の発達にも配慮する。
- ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働き掛け

- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 話し合いや講話などで「いじめは絶対に許されない、根絶しよう」という態度を行き渡らせる。
- ・ いじめの解決は、謝罪のみで終わるのではなく、双方の当事者や周囲の者全員が好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・ 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・ 人権、プライバシーなどの侵害に関わる不適切な書き込みを発見したら、教育委員会・委託業者に連絡、相談をする。さらに、重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して援助を求め、指導室に連絡をする。
- ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を高学年の児童や保護者向けに実施する。
- ・ 携帯電話の普及率やインターネットの使用率が増えてきていることを踏まえ、道徳や総合的な学習の時間などで情報モラル教育の充実を図る。

7 子ども応援委員会との連携

必要に応じて、子ども応援委員会コーディネーターが中心となって、子ども応援委員会との連携を図り、未然防止及び早期発見の取り組みを進めるとともに問題の解決に努める。

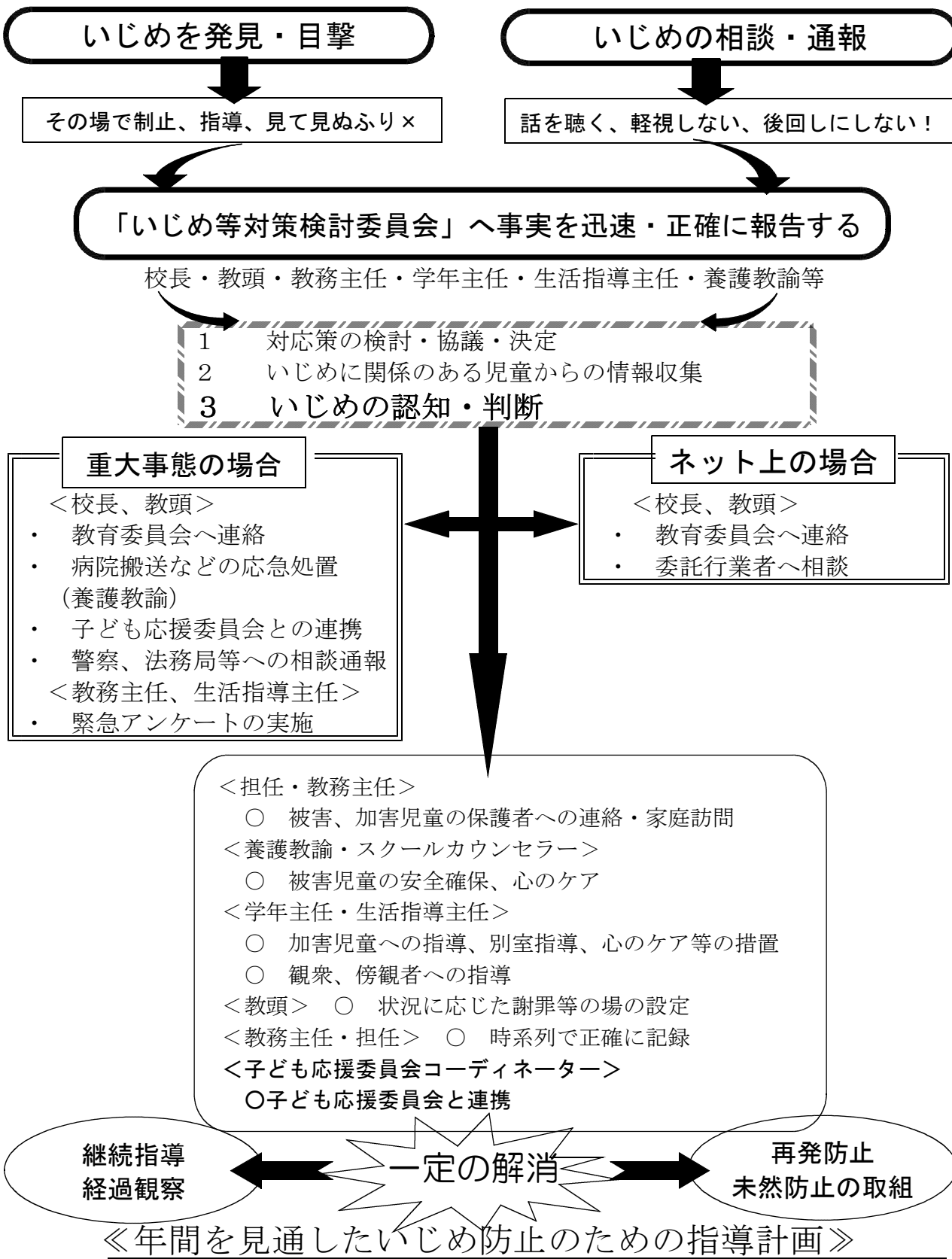
8 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

《いじめが発生した場合の対応について》



月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
4	職員会議 ・ 指導方針、計画の提案 ☆いじめ・問題行動・児童虐待等対策委員会	・ ペア学年での遠足	・ 「あったかハート」配付	・ 学級経営 ・ 児童理解
5	職員会議 ・ 児童理解、いじめ防止基本方針について	・ 自殺予防教育授業 4・5・6年 <パンフレットチェック①>	・ 「学校生活アンケート」第1回実施 ・ ヘルプシグナルの把握と対応	・ 教育相談の進め方
6	☆いじめ・問題行動・児童虐待等対策委員会 ・ 中ブロックいじめ問題行動等対策会議①	・ 環境学習ウィークトライ&アクション ・ いじめ防止教育プログラム①	・ 教育相談週間(全員)	・ 「学校生活アンケート」の効果的な活用方法①
7	職員会議 ・ 配慮児童、事例検討①	・ 道徳授業公開(心の教育授業)		・ 事例検討
8	・ いじめ虐待等対策委員会の随時開催			
9	☆いじめ・問題行動・児童虐待等対策委員会 ・ 幼保小連絡会①	・ 学校開放 ・ 自殺予防教育授業 4・5・6年 <パンフレットチェック②>		
10	職員会議 ・ 情報交換、児童理解	・ ふれあい給食 ・ いじめ防止教育プログラム②	・ 「学校生活アンケート」第2回実施 ・ ヘルプシグナルの把握と対応	
11	☆いじめ・問題行動・児童虐待等対策委員会	・ なごやINGキャンペーン ・ 情報モラル教育の講演会		・ 「学校生活アンケート」の効果的な活用方法②
12	☆いじめ・問題行動・児童虐待等対策委員会	・ 人権に関する講話	・ 教育相談(全員)	・ 人権教育について ・ 事例検討
1	職員会議 ・ 情報交換、児童理解	・ 学校開放(全校ふれあい集会) ・ 自殺予防教育授業 4・5・6年 <パンフレットチェック③>		
2	☆いじめ・問題行動・児童虐待等対策委員会 ・ 中ブロックいじめ問題行動等対策会議② ・ 幼保小連絡会②	・ いじめ防止教育プログラム③	一年間を振り返って	
3	職員会議 ・ 進級、進学に向けての学級編成検討 ・ 小中連絡会			・ 学級経営を振り返って

※ 随時「いじめ等対策検討委員会」を実施